

平成十六年五月十九日提出  
質問第一〇二号

国民健康保険組合における組合員資格に関する質問主意書

提出者 阿部知子

## 国民健康保険組合における組合員資格に関する質問主意書

二〇〇三年、全国建設工事業国民健康保険組合の保険料流用事件が明らかになった。また、建設連合国民健康保険組合においては、組合員（被保険者）資格の適用について法令からの逸脱の疑いがもたれている。これらは国民健康保険組合に恣意的運営を可能とする状況があるのではないかと疑わせるに足るものである。

医療保険制度改革を進める観点からも、国民健康保険組合の運営の適正化と健全化の対策は政府としても緊急に取り組むべきことと考える。

よって、次の事項について質問する。

一 建設連合国民健康保険組合では、組合とは別人格の建設業同業団体である日本建設組合連合加盟団体に使用されている事務役職員に組合員資格を適用している事実がある。この事実を認識しているか。認識しているとすれば、この事実が確認される支部名と人数を明らかにしていただきたい。

二 これら事務役職員は、国民健康保険法第十三条でいうところの「同種の事業又は業務に従事する者」及び「組合に使用される者」以外の者であり、同条に違反していると考えられるが、そのように認識してい

るか。

三 建設連合国民健康保険組合の組合員資格の適用に不適切さが認められる場合には、当然、是正すべきと考えるが、いかがか。是正するとすれば、どのような手続きで是正するのか。

四 この違法性を帯びた適用によって組合員資格を取得した者が、建設連合国民健康保険組合の最高議決機関である組合会の議員の圧倒的多数を占め、かつ理事の絶対的多数を占めて組合の運営をおこなっている。こうした事実を認識しているか。認識しているとすれば、こうした実態を改善すべきと考えるが、いかがか。

右質問する。